

## 令和8（2026）年度女性移住推進事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8（2026）年度女性移住推進事業に係る業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の背景・目的

本県においては、特に10代後半から20代の女性の東京圏（東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県を言う。以下同じ。）への転出超過が続いていることから、本県の将来を担う人材の不足が懸念されることから、これらの若年女性を本県への移住・定住につなげていくことが喫緊の課題となっている。

そこで、地方暮らしや移住に興味を持つ東京圏在住の若年女性を対象に、本県の暮らしの魅力の認知拡大を図るため、インフルエンサーによる情報発信を実施するとともに、本県での暮らし等に関する具体的な情報を提供するオンライン移住セミナー及び参加者同士で理想の暮らしや移住について語り合う都内交流会を開催することによって、若年女性の移住・定住をより効果的に促進する。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

### 3 委託料

8,572,850円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

### 4 本事業のターゲット

- ・在住エリア 東京圏
- ・年齢等 20代から30代を中心とした若年女性  
※ただし、それ以外の者の参加を拒むものではない。

### 5 業務の内容

#### （1）インフルエンサーによる情報発信

目的	地方暮らしに漠然と興味を持つ若年女性に向けて、東京圏在住の女性をフォロワーに多く持つインフルエンサーによる情報発信を行うことで、広く潜在的な移住検討層及び低関心層を掘り起こすとともに、移住先としての本県の認知拡大を図ることを目的とする。
実施日	（4）アに示す事業スケジュールを参考に乙が提案し、甲と協議の上、決定する。
使用媒体	Instagramとする（インフルエンサー自身のアカウントにより発信する）。 ※その他のSNS媒体でもアカウントを有している場合は積極的に発信すること。
インフルエンサーの選定	2組程度（県北及び県南エリアにつき各1組以上起用すること） ※各エリアの対象市町は、次のとおりとする。 (県北) 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町及び那珂川町

	<p>(県南) 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町及び野木町 ※宇都宮市及び鹿沼市は両エリアに含む。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の Instagram アカウントを有するインフルエンサーを選定すること。なお、Instagram フォロワー数は 10 万人以上を目安とする。</li> <li>・若年女性の移住との親和性が高く、広く東京圏在住の女性に情報発信できる者の組合せを乙が提案し、甲と協議の上、決定する。</li> </ul> <p>(例) ア 旅行系インフルエンサー イ ライフスタイル系インフルエンサー ウ 住宅 DIY 系インフルエンサー など</p>
記事投稿回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各インフルエンサーはフィード投稿、ストーリーズ及びリールにて各 1 回以上投稿すること。</li> <li>・上記のほか、ライブによる発信など、PR 効果を高める工夫を提案すること。</li> </ul>
内容等	<p>インフルエンサーが、甲が本業務とは別に委託する栃木県移住促進コンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）による現地案内を体験し、その内容を自身の Instagram アカウントで発信する。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、現地案内を実施する日時及び訪問場所等について、コンシェルジュ及びインフルエンサーと調整し、甲と協議の上、決定する。</li> <li>・Instagram への投稿記事は、本県の魅力や暮らし方等の情報を効果的に発信できる内容とし、フィード投稿については少なくとも 5 枚以上の画像や動画を用いたカルーセル投稿とすること。なお、現地を訪問したことにより実感した体験談等を積極的に盛り込むよう工夫すること。</li> <li>・訪問する施設や店舗等への連絡調整はコンシェルジュが行うが、乙は事前に施設管理者等へ撮影及び記事投稿に関する許可を得た上で、訪問当日はインフルエンサーに同行すること。</li> </ul>
記事制作・投稿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記事制作はインフルエンサーが行うものとするが、必要に応じて乙も協力するものとする。</li> <li>・記事には、甲からの依頼であることを明記し、ステルスマーケティングと誤解されないようにすること。また、閲覧者が本県への移住に関心を深め、栃木県が主催するオンラインセミナーや、移住促進コンシェルジュによるオーダーメイドツアー等の利用につながる工夫を提案すること。</li> <li>・記事投稿までに甲による複数回の内容確認の機会を設け、甲の承認を得てから投稿すること。</li> <li>・記事投稿の際には、別にコンシェルジュが運用している Instagram アカウント『とちぎ暮らし案内所*tochigi_days』へのフォロワーの流入を図るよう工夫すること。</li> <li>・記事の投稿作業はインフルエンサーが行うこととする。</li> </ul>
目標 (KPI) の設定及び効果測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、KPI として、本事業による PR 記事の総リーチ数を提案すること。</li> <li>・乙は、Instagram インサイト等を活用し、インフルエンサーの媒体ごとに記事のリーチ数や、投稿の反応等の効果測定を行い、結果をまとめたレポートを電</li> </ul>

定	子データ（PDF形式）で作成し、甲に提出すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>投稿した記事、画像等に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する著作権者の権利をいう。以下「著作権」という。）はインフルエンサーに帰属するものとする。ただし、甲は、本事業とは別に運営する本県移住・定住促進ウェブサイト「ベリーマッチとちぎ」（以下「ベリーマッチとちぎ」という。）<a href="https://www.tochigi-iju.jp/">https://www.tochigi-iju.jp/</a>等においてPR等の目的で当該記事、画像等を使用することができるものとする。なお、二次利用が困難な場合には、その旨を事前に甲に申し出て、甲と乙が協議の上で取扱いを決定する。</li> </ul>

## (2) オンライン移住セミナー

目的	地方暮らしや移住を検討している若年女性へ向けて、本県の魅力や暮らし方及び働き方等に関する情報をオンラインによるセミナー形式で提供することで移住後の具体的なイメージ形成を促すことを目的とする。
実施日	<p>(4)アに示す事業スケジュールを参考に開催日時を提案すること。</p> <p>なお、開催日時は月曜日を除く平日の夜（19:00～ 60から90分程度を想定）を基本とし、甲と協議の上、決定する。</p>
回数・定員	5回以上（少なくとも各回100名以上が参加可能な規模とする）
内容等	<p>①栃木県の紹介      ②先輩移住者等による本県での暮らしの紹介      ③その他提案プログラム</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>&lt;企画全般&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲を主催者、ふるさと回帰支援センター・東京を共催者とするオンライン形式による移住セミナーを行うこと。</li> <li>乙は、本県のセールスポイントや若年女性のニーズが高いトピック等を踏まえ、各回のテーマ及びタイトルを提案し、甲と協議の上、決定すること。</li> <li>乙は、参加者が本県に興味を持ち、移住窓口での相談やイベント参加を促進するプログラム構成等を提案し、甲と協議の上、決定すること。</li> </ul> <p>&lt;栃木県のPR&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲が本業務とは別に委託するとちぎ暮らし・しごと支援センター相談員（以下「相談員」という。）を出演させ、県全体の暮らしのPRタイム等を設けること。当該相談員との調整は、乙が行うこと。</li> </ul> <p>&lt;先輩移住者等の選定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若年女性が栃木県で暮らし働くことの魅力を効果的にアピールするため、先輩移住者や有識者等（以下(2)において「ゲスト」という。）が出演するプログラムを必ず設けること。</li> <li>ゲストの選定に当たっては、移住先としての本県の魅力紹介や参加者の移住に係る不安解消につながるエピソードを持っている若年女性の先輩移住者等を各回2人以上選定し、甲やゲストの在住する市町と協議の上、選定すること。</li> <li>ゲストが出演するプログラムは、映像配信を交えて行うなど、地域での暮らしや仕事などを伝える工夫をすること。また、セミナー中に参加者がゲストへ質問し、双方向のコミュニケーションを促進する工夫を提案すること。</li> </ul>

	<p>&lt;ファシリテーター&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各セミナーの進行等を行うファシリテーターを1名以上出演させること。なお、ファシリテーターは乙が提案し、甲と協議の上、選定する。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テーマやゲスト、ゲストの在住する市町の選定に当たっては、広く県内の暮らしをPRするため、重複しないことが望ましい（甲が別に実施する令和8（2026）年度栃木県移住セミナー開催業務との調整を含む）。</li> <li>必要に応じて市町その他関係団体等のPRタイムを設けるなど、テーマごとに内容を工夫すること。各セミナーの出演を依頼する団体については、乙が提案し、甲と協議の上、決定する。</li> <li>ゲスト、ファシリテーター等の決定後は、出演の依頼など、開催に向けた調整を進めること。また、ゲスト等への謝金は、委託料の中から支出すること。</li> </ul>
配信及び運営	<p>&lt;配信方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Zoom ウェビナー、YouTube Live 等、セミナー参加者がアクセスしやすく、スマートフォン、パソコン等のデバイスから容易かつ安定的に視聴できる配信媒体を選定すること。なお、配信の操作は乙が行うこと。</li> <li>配信に必要なアカウント等は、原則、乙が準備すること。</li> </ul> <p>&lt;配信会場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各出演者（ゲスト、ファシリテーター、市町等）が配信を行う会場を確保すること。使用料等が発生する場合は、委託料の中で対応すること。</li> <li>各配信会場におけるビデオカメラなどの配信機材等を確保すること。また、ゲストに過度な負担がないよう、配信設定のサポート等に十分に配慮すること。</li> </ul> <p>&lt;リハーサル、接続テストの実施&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各セミナーにつき1回以上、各配信会場において各出演者の参加のもと、リハーサル（接続テスト）をセミナー当日の2日前までに実施すること。</li> </ul> <p>&lt;セミナー当日の運営&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当日の運営体制、乙の各担当者の役割分担、各配信会場での対応、配信トラブル対策等をまとめ、当日の2週間前までに甲に提出し、承認を得ること。</li> <li>当日に配信トラブルが発生しないよう万全の準備を行うとともに、必要に応じて各配信会場に乙のスタッフを配置するなど、体制を確保すること。</li> </ul>
集客及び広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者の申込受付に当たっては、Google フォームを利用すること。なお、使用するアカウントについては甲が指定する。</li> <li>集客のため、チラシを作成し、電子データ（A4版カラーPDF及びJPEG）で提出すること。</li> <li>各種メディア等の活用により、若年女性に訴求できる効果的な広報施策を乙が提案し、甲と協議の上、実施すること。</li> <li>甲は、本業務とは別に、東京圏在住で移住に興味がある若年層をターゲットとしたディスプレイ広告やリストティング広告等を配信する「栃木県移住・定住促進等デジタルマーケティング活用PR業務」（以下「デジタルマーケティング業務」）を実施することとしており、本セミナーについても甲の負担による広報を予定している（1回当たり30万円程度）。必要に応じて、当該業務の受託者と連携を図り、集客に努めること。</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>甲が指定するアカウントのGoogle フォームを使用し、申込時及び実施後に参加者からアンケートを収集すること。内容については、業務委託契約締結後に</li> </ul>

	<p>甲から乙に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート回収率を高める施策を提案し、甲と協議の上、実施すること。なお、インセンティブ等に要する費用が生じる場合は、委託料の中で対応すること。</li> <li>・アンケート回収率の目標値について、乙が提案し、甲と協議の上、決定する。</li> </ul>
アーカイブ動画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催した各セミナーの内容を動画配信サイトで公開できるよう、セミナーの様子を録画するとともに、必要に応じて編集を行い、アーカイブ動画として納品すること。なお、アーカイブ動画の公開は甲が行う。</li> <li>・アーカイブ動画の納品期限は各セミナーの開催日から7日後を目安とする。なお、ファイル形式はmp4とする。</li> </ul>
開催報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、各セミナー開催後、原則当日中に視聴者数の速報値を集計し、電子メールにて甲に報告すること。</li> <li>・各セミナー実施後、開催概要のほか、参加者アンケートの集計・分析・課題、記録写真等をまとめた報告書を作成し、甲に提出すること。</li> <li>・開催報告書の納品は、各セミナー実施後2週間以内を目安とし、PDF形式の電子データで提出すること。</li> </ul>

### (3) 都内交流会

目的	地方移住を検討している若年女性へ向けて、気軽に参加できる交流会を都内で開催し、本県全域の魅力や暮らし方に関する情報を提供しながら、参加者同士で理想の暮らしや移住の希望・不安を語り合ってもらうことで、本県への移住に対する興味を深め、コンシェルジュによる現地案内や各市町の移住相談窓口への相談等の来県等の行動を促すことを目的とする。
実施日	(4)アに示すスケジュールを参考に乙が提案し、甲と協議の上、決定する。
実施回数	2回
定員	各回30名程度（関係者を除く）
会場	都内の栃木県にゆかりのある飲食店やイベントスペース等を乙が提案し、甲と協議の上、決定する。
内容等	<p>①栃木県全域の魅力紹介      ②参加者同士が楽しみながら理想の暮らしや移住の希望・不安等を語り合うグループトーク・交流会 等</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乙は、交流会のテーマ・内容等を提案し、甲と協議の上、決定するものとする。</li> <li>・開催時間は参加者が集まりやすいと考えられる昼又は夜の2時間程度を基本とし、乙が提案すること。</li> <li>・栃木県全域の魅力紹介及びグループトークのファシリテーターは、相談員やコンシェルジュが行うが、全体の進行は乙が行うこと。</li> <li>・グループトーク・交流会では、栃木県に関する軽食等を用意するなど、参加者が本県への関心を深め、コンシェルジュによる現地案内の利用等の来県につながる内容となるよう工夫すること。</li> </ul>
参加費等	・1人当たり1千円を上限として参加費を徴収することとする。参加費を徴収する場合、見積書に収入額を明記すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場までの往復の交通費は参加者負担とすること。</li> </ul>
集客及び広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者の申込受付は、参加者の属性や利便性を考慮し、最も効果的な方法を乙が提案すること。</li> <li>集客のため、チラシを作成し、電子データ（A4版カラーPDF及びJPEG）で提出すること。また、各種メディア等の活用により、若年女性に訴求できる効果的な広報施策を乙が提案し、甲と協議の上、実施すること。</li> <li>集客の際には、以下の点を明記するとともに、参加者の了解を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 交流会の様子等の写真の撮影</li> <li>イ 交流会のレポート（写真画像含む。）の作成及び「ベリーマッチとちぎ」等における公開</li> <li>ウ 参加者アンケートへの協力</li> </ul> </li> <li>本交流会においても、「デジタルマーケティング業務」による広報の実施を想定している（1回当たり40万円程度）。必要に応じて、当該業務の受託者と連携を図り、集客に努めること。</li> </ul>
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者に対して、交流会の開催前後にそれぞれアンケートを行うこと。内容は、事前に乙が提案し、甲と協議の上、決定する。</li> <li>開催前のアンケート内容は、移住検討の動機や本県の魅力分析のほか、当日のグループトークや交流の活発化に活用できるよう工夫すること。</li> </ul>
開催報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、各交流会の実施後、開催概要のほか、参加者アンケートの集計・分析・課題、記録写真等をまとめた開催報告書を各交流会毎に作成すること。</li> <li>開催報告書の納品は、各交流会実施後2週間以内を目安とし、PDF形式の電子データで提出すること。</li> </ul>
イベントレポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>乙は、各交流会の実施後、交流会の様子や参加者の声などをまとめたイベントレポートを電子データ（PDF形式）で作成し、甲に提出すること。なお、イベントレポートは、ベリーマッチとちぎ等で広く一般に周知することを想定している。</li> </ul>

#### (4) 業務計画書

(1)～(3)の業務の実施に先立ち、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と協議の上、決定することとする。

##### ア スケジュール

インフルエンサーによる情報発信、オンライン移住セミナー及び都内交流会の日程は、次の表を基本とし、乙が提案すること。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インフルエンサーによる情報発信				県北				県南				
オンライン移住セミナー			第1回		第2回		第3回		第4回		第5回	
都内交流会						第1回				第2回		

##### イ 実施体制

- ・乙は、委託契約締結後速やかに、主任業務責任者を定め、実施体制を明示し、甲の承認を受けること。
- ・主任業務責任者は、甲、市町、ゲスト、インフルエンサー等と十分な意思疎通を図ることができるものとし、甲と緊密な連携、調整を図ること。

#### (5) 業務実績報告書

- ・乙は、すべての業務終了後、その概要、実施結果（写真等を含む）、参加者アンケート等を、事業全体及びインフルエンサーによる情報発信・オンライン移住セミナー・都内交流会別に集計・分析した結果等を記載した業務実績報告書を、電子データ・紙にて1部ずつ甲に提出すること。
- ・(3)に記載する都内交流会事業に要する経費のうち、参加者への個人給付に該当する経費（食費等の参加者に対する個人給付経費及びそれに類するものをいう。）は、435,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とし、委託事業完了後に当該経費の別がわかる資料を提出すること。

#### (6) その他

上記のほか、業務の目的を達成するために必要な全ての業務を行うこと。

### 6 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (3) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 事業の実施に当たり、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上解決を図るものとする。
- (5) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。
- (6) 本業務の実施により生じた著作物に関する著作権は、別に定める場合を除きすべて甲に帰属するものとする。  
なお、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。
- (7) 本業務の実施による著作物は、著作権及び肖像権等の処理を済ませた上で納入すること。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

#### (資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報

及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、隨時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。